

特区の

手引き



△地域発の規制改革を内閣府がサポートします△



内閣府地方創生推進事務局



特区制度とは

全国一律で制定されている法律などの規制が、地域の実情や企業の経済活動に合わないことがあります。特区制度は、国と自治体・事業者が協力し、規制改革を行うことで、地方創生や日本の国際競争力の強化などにつなげる制度です。

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり、創設された特例を使ったりすることで、地域課題の解決や、新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

＼幅広い分野で地域の実情を踏まえた規制・制度改革を実現／

3つの特区制度の運用を通じ、保育、教育、観光・産業、農業、医療、人材、交通など、地方の生活環境と経済活性化に関連する幅広い分野で実現！

実現した規制・制度改革の一部を紹介します！

保育

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例



指導監督基準の緩和により 地域の実情に応じた多様な保育を実現

国家戦略特区
(2023年度)

利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設について外国の保育士資格保有者や外国人乳幼児の保育に知識経験を有する者が十分な数だけ配置され、かつ日本の保育士資格保有者が1名以上いる場合は、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなすことを可能とする特例。

保育従事者と乳幼児の間での外国語によるコミュニケーションの円滑化に寄与。

【活用自治体】沖縄県、愛知県

教育

学校設置会社による学校設置事業



株式会社による学校設立が可能に

構造改革特区 (2003年度)

施設基準、毎年度の評価、経営支障時の就学継続措置等、一定の要件を満たせば、株式会社が学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）を設置することができる特例。

不登校やグローバル、デジタルなど学校教育の多様化するニーズや、地方の廃校活用によるスクーリング参加など地方創生にも貢献。

【認定計画数（累計）】52件

観光・産業

酒類の製造事業（通称 ①どぶろく特区、②ワイン特区）



特定の酒類の最低製造数量基準を 撤廃・引き下げ

構造改革特区
(①2003年度、②2008年度)

①農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米、果実を原料とした濁酒、果実酒を製造する場合、最低製造数量基準を適用しない特例を2003年に創設。

②2008年には地域の特産物である農産物等を原料とした酒類（果実酒、リキュール）を製造する場合、最低製造数量基準を大幅に引き下げる特例を追加。（2017年には、単式蒸留焼酎等を追加）

事業者の新規参入や6次産業化、新たな観光資源の創出に寄与。

【認定計画数（累計）】① 213件
② 140件

農業

地域農畜産物利用促進事業



地域産品を使った農家レストランの農用地区域内設置を容認

国家戦略特区（2014年度）

全国展開（2019年度）

農業者が自ら生産した農畜産物または同一地域内で生産された農畜産物を主たる材料として調理し提供する場合に、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能とする特例。

農業の6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保に寄与。

【活用件数（全国展開前）】15件

内訳：新潟市：4件、東京圏：1件、愛知県：3件、
関西圏：4件、養父市：1件、沖縄県：2件

医療

オンライン服薬指導の解禁



過疎地等で服薬指導機会の確保が可能に

国家戦略特区
(2016年度、2019年度)

全国展開（2021年度）

対面が原則の服薬指導を、オンラインを活用することにより、遠隔で受けることを可能とする特例。

患者側の負担軽減だけでなく、薬剤師による患者宅への訪問が不要となり、薬局側の負担も軽減。

※当初、過疎地等で解禁され、その後一定の要件を満たした都市部にも拡大。

【活用自治体（全国展開前）】養父市、福岡市、愛知県、千葉市、仙台市

外国人材

外国人エンジニアの受入れ・就労促進



外国人エンジニアに係る在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化

国家戦略特区
(2023年度、2024年度)

自治体による企業の経営状況や外国人が従事する業務内容の確認等を要件に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化し、外国人エンジニアの就労を促進する特例。
対象の分野として、IT分野に加え、人手不足が深刻な半導体関連産業分野を2024年に追加。

【活用自治体】福岡市・北九州市・熊本県・北海道（札幌市）

交通

レンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可視化事業



無人の貸渡によりカーシェアリングシステムの利用拡大へ

構造改革特区（2004年度）

全国展開（2005年度）

レンタカー型カーシェアリング（自家用自動車共同利用）について、無人の貸渡システムの使用を可能とする特例。

全国的なカーシェアリングの普及や普及に伴う環境負荷低減等に寄与。

【活用自治体（全国展開前）】

札幌市、神奈川県、愛知県、広島県、北九州市、福岡市

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む
※構造改革特区の具体的な活用自治体は最終ページの構造改革特区HPを参照

特区制度を使うには？

特区制度を使って、「新たなルールを作ること」（全国ルールや特例の創設の提案）と「作られたルールを使うこと」（特例の活用）」ができます。

「全国ルールや特例の創設の提案」は、自治体・企業・個人の皆様、誰でも行うことができ、随時募集しています。

「特例の活用」を行う場合、すべての自治体が活用できるもの（構造改革特区の特例）と、指定された区域が活用できるもの（国家戦略特区／総合特区の特例）があります。

皆様からの提案・活用のご相談をお待ちしています！

特区制度活用フローチャート

事業の実施を困難とさせている法規制などがある

既存の特例活用により実現可能なのか、新しい特例やルール見直しが必要になるのか判断が難しい場合、まずはお気軽に地方創生推進事務局または自治体へご相談ください！

連絡先は
裏表紙へ

ご相談にあたっては以下のポイントを示していただけますとスムーズなご案内へつながります！



想定している
事業内容



その実施を困難とさせている法規制などの内容
（～法～条、〇月〇日付〇〇省〇〇課長通知等）

特例の活用
できる場合

既存の特例に該当がない場合

新たなルールを作るには？

新たな規制・制度改革のためのご相談を随時募集しています。

提案内容の実現に向けて、内閣府（地方創生推進事務局）が皆様をサポートします！

STEP 1

新たな規制改革 事項の提案

- 事務局へ提案
- STEP2に向けて、事務局と相談

必要に応じて事前
相談も可能です！

提案フォーム

詳しくはコチラ



STEP 2

主務官庁へ 検討要請

- 事務局が制度の
主務官庁へ検討要請
→主務官庁より回答

※回答次第で再検討
要請可能

STEP 3

WGヒアリング

- 必要に応じて、特区
WG（民間有識者）による
ヒアリングを開催
- ヒアリングでは、提
案者や主務官庁から
の資料を用いた説明
を基に議論

（参考）これまでの
ヒアリングの様子

詳しくはコチラ



提案が
認められれば

新しい特例や ルールの見直し

資料作成は事務局が
伴走支援します！

作られたルールを使うには？

＼全国どこでも活用可能／

構造改革特区

＼指定区域のみ活用可能／

国家戦略特区

総合特区

3つの特区があります

3特区共通点

計画の認定を受けることで事業実施が可能となります

構造改革特区

全国どこでも

地域の特性に応じた規制改革を実施

STEP 1

事前準備

- ・想定している事業で、特例の活用が可能か事務局と相談
- ・自治体が規制の特例を盛り込んだ区域計画案を作成

STEP 2

計画認定

- ・総理大臣へ計画認定を申請（年に3回の申請受付）
- ・総理大臣による認定

事業実施

例えばこんな特例があります

- ・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- ・酒類の製造事業（通称①どぶろく特区、②ワイン特区）
- ・職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業など

ガイドブックや
特例の一覧はコチラ

全国の認定計画の一覧はコチラ



国家戦略特区／総合特区は次ページ

作られたルールを使うには？

国家戦略特区

指定区域のみ

大胆な規制・制度改革による経済再生

STEP 1

事前協議

- ・想定している事業で、特例の活用が可能か事務局と相談
- ・自治体が規制の特例を盛り込んだ区域計画案を作成

STEP 2

区域会議

- ・区域会議へ出席し区域計画案を審議
- ・総理大臣へ計画認定を申請

STEP 3

計画認定

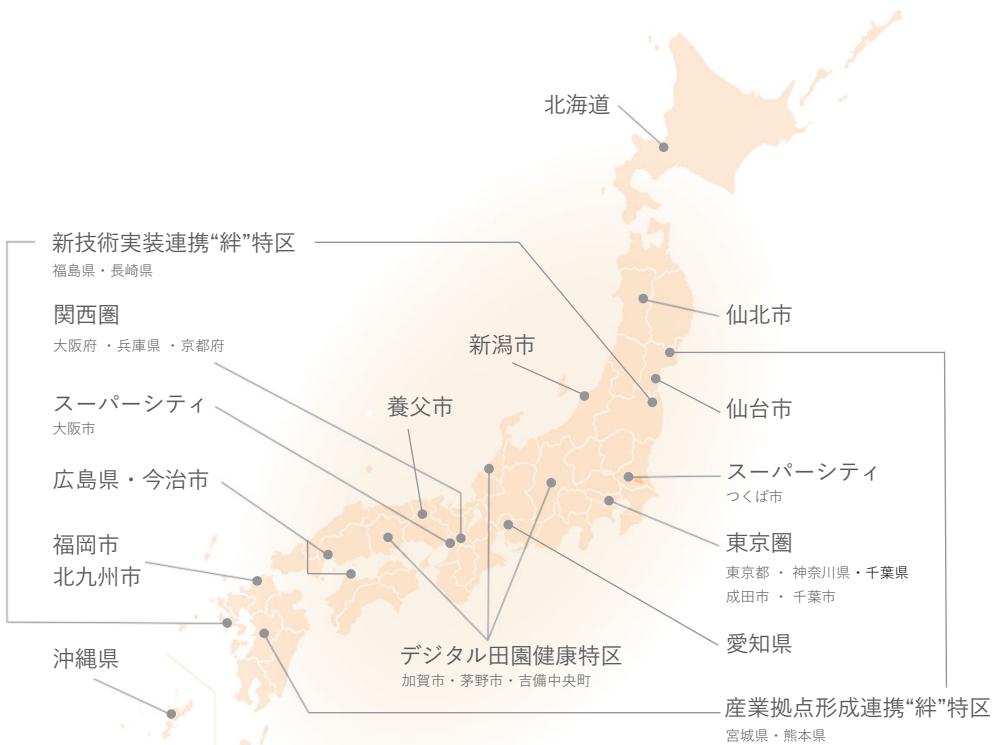
- ・総理大臣による認定

事業実施

特例の一覧はコチラ

例えばこんな特例があります

- ・家事支援外国人材の受入れ
- ・都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し など



※国家戦略特区では、利子補給制度や税制に関する特例があります。

※特区指定区域外で活用希望がある場合も、事務局にご相談ください。

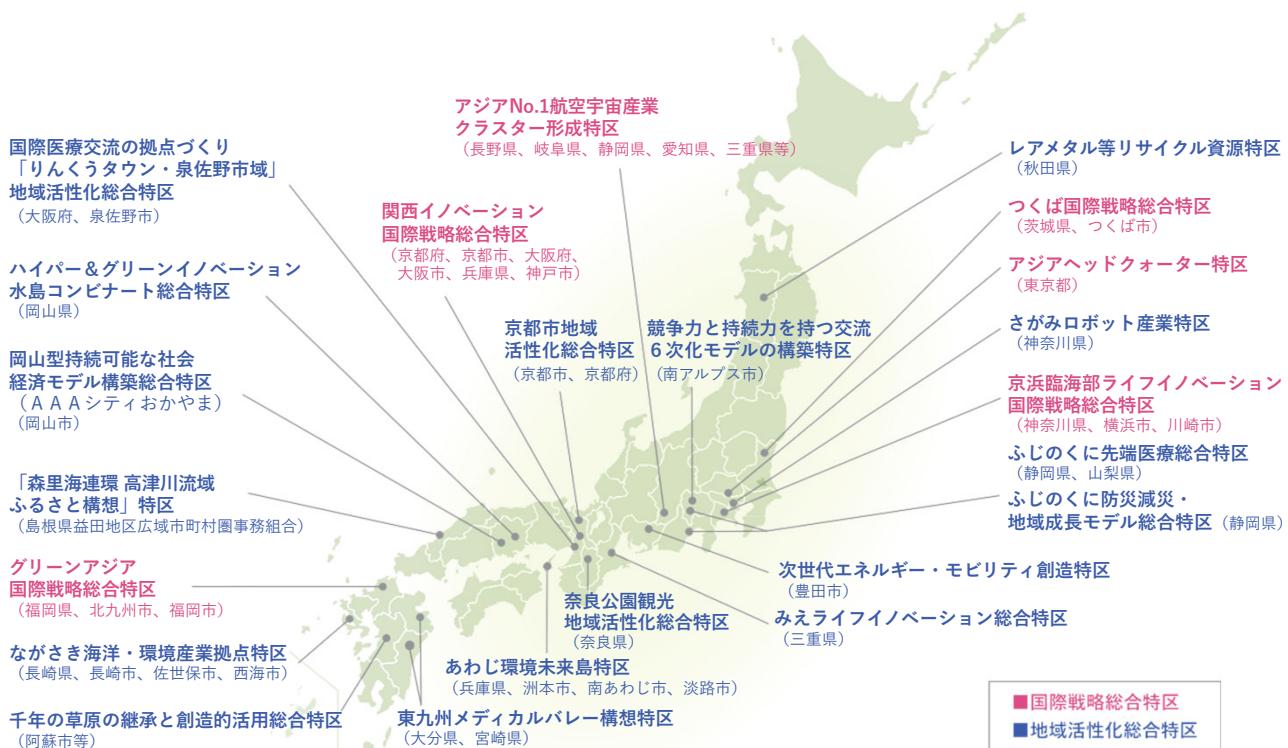
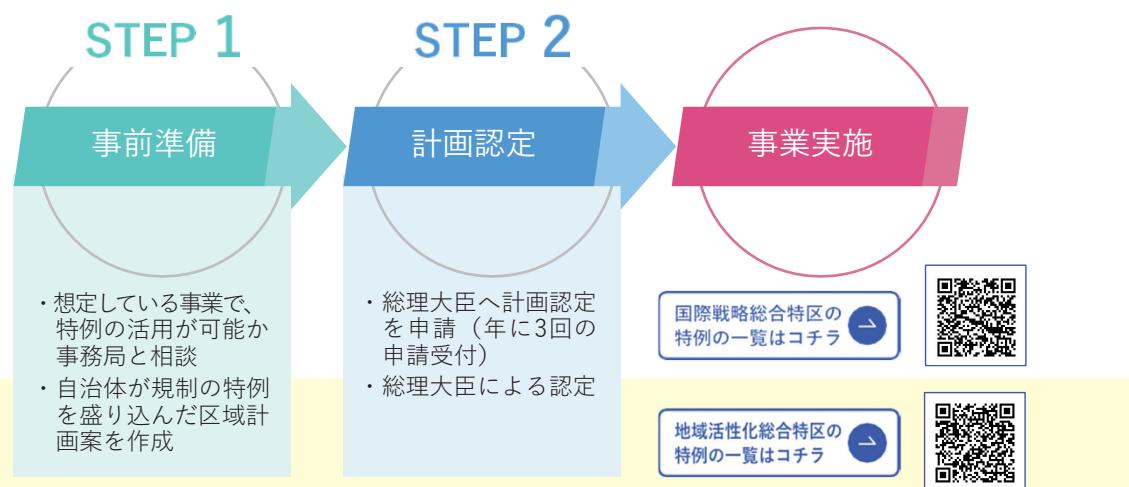
総合特区

指定区域のみ

先駆的な取組に国と地域の政策資源を集中

産業の国際競争力の強化を推進する国際戦略総合特区と、地域活性化を推進する地域活性化総合特区の2つがあります。

国際戦略総合特区と地域活性化総合特区では、使える特例が異なります。



※総合特区では、利子補給制度や税制などに関する特例があります。

※上記の標準的なプロセスと異なる特例も一部あります。

※特区指定区域外で活用希望がある場合も、事務局にご相談ください。

法律などの規制が問題で事業が
うまくいかずに困っていませんか？！

新たな規制・制度改革の
アイデアをお持ちの皆様



特例の活用を
ご検討されている皆様



何でもお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

内閣府 地方創生推進事務局 特区制度担当

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 Tel
: 03-5510-2472

Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp

国家戦略特区

Tel : 03-5510-2472
Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp

詳しくはコチラ



構造改革特区担当

Tel : 03-5510-2466
Mail : toc@cao.go.jp

詳しくはコチラ



総合特区担当

Tel : 03-5510-2467
Mail : sogotoc@cao.go.jp

詳しくはコチラ



「特区制度について」

特区制度の概要や活用方法、
地域ごとの特例の活用状況や、
特区メニュー検索などを
一か所にまとめたHPを
掲載しています

詳しくはコチラ

